

令和8年度
地域主体のグリーンスローモビリティ実施に向けた
効果検証事業

公募要領

(令和8年4月9日 一部改定)

令和8年3月 制定

令和8年3月

さいたま市都市局交通政策部交通政策課

1. 事業の背景

さいたま市の高齢者（65歳以上）は30万人を超え、今後も増加が見込まれます。これに伴い自家用車を運転できない方や公共交通機関の利用が困難な方（交通弱者）の増加が予測されています。

現在、本市では公共交通サービスの確保・維持に向けて取り組んでおり、新型コロナウイルス流行前の水準まで公共交通利用者数が回復傾向にあります。一方、生産年齢人口の減少や働き方改革によるドライバー不足、人件費・燃料費の高騰による収支採算性の悪化等により、従来型の公共交通サービスの維持が困難な状況となっています。

2. これまでの経緯

高齢者や交通弱者の日常生活を支える身近な移動手段の1つとして、グリーンスローモビリティ（詳細は2頁参照）の導入効果や課題を把握するため、浦和区針ヶ谷・北浦和地区で実証実験を実施しました。

その結果、のべ998人の方に利用していただき、買物等の日常生活の移動手段として活用できることを確認することができました。一方、ボランティアスタッフの人員確保など、運営体制の課題も明らかになりました。



写真 令和7年度の実証実験の様子（浦和区針ヶ谷・北浦和地区）

3. 令和8年度実証実験の目的

持続可能な移動手段の確保を図るため、運転手の手配や事業運営を地域が担う共助の取り組みとして、地域特性を踏まえた導入効果や運営方法の課題検証を行います。

また、事業運営費や効果等を踏まえた費用対効果、継続可能性等を把握し、適切な事業のあり方について検証を行います。

【グリーンスローモビリティを活用する有用性と留意点】

○グリーンスローモビリティとは

グリーンスローモビリティは、「時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称」と定義されており、「Green（環境にやさしい）」、「Slow（低速で走行する）」という特徴を持っています。

○グリーンスローモビリティの有用性

最高速度が時速20km未満であり、通常の車両よりも小型であることから、幅員が狭い生活道路の運行に向いている車両です。また、低速での走行に加え、開放感のある車両のため、利用者は乗り降りがしやすく、周囲の景色を楽しんだり、車内や車外を行き交う方々とのコミュニケーションが楽しめたり、と通常の車両では得られない魅力を持っています。令和7年度の実証実験においても、「移動手段としての利便性だけでなく、それ以上に街の雰囲気が良くなる」といった声をいただいています。

○活用する際の留意点

小さな電動車のため、一度に多くの方が利用する運行や長い距離を走行する運行には向きません。低速走行のため、交通量が多く規制速度の速い幹線道路での運行はできません。また、開放的な車両であるため、他車両からの衝突リスクへの配慮が必要となること、天候等から受ける影響が大きいことにも留意が必要となります。

4. 事業の全体像

本事業は、グリーンスローモビリティの運行を希望する地域・団体を公募し、選定された団体が主体的に実施する実証実験を市が支援するものです。

市は、申請書類（運行計画素案）を審査し、選定した申請団体に対して以下の支援を行います。

- グリーンスローモビリティ車両の手配・貸与
- 運行計画のブラッシュアップ等、実証実験に向けた技術的助言や支援

この要領では、申請要件や運行計画案の検討に係る前提条件、審査基準、提出書類等を示しています。

5. 申請要件

1) 申請団体（申請可能な団体）

市内で活動を行っている次に掲げる団体とします。なお、複数団体による連名での申請も可能です。

- (ア) 自治会等
- (イ) NPO 法人
- (ウ) その他、地域活動を継続的に行っている団体であり、市が適当と認めるもの

2) 申請条件

本事業の公募にあたり、申請団体は以下の条件を満たすものとします。

- ・ さいたま市が指定する期間（令和8年9月～令和9年2月）に実証実験を実施すること
- ・ 実験期間中の車両保管場所（屋根・充電設備が設置済または設置可）を地域にて用意できること
- ・ 申請する団体が自主性・主体性を持って、実証実験に取り組む意向があること
- ・ 自治会以外が申請を行う場合、事前に地元自治会と協議し、理解を得たうえで申請すること
- ・ 本格導入に向けた取り組み意欲があり、実証実験以降も継続的な活動を行う意向があること
- ・ さいたま市が求める申請書類（様式 1～3 を含む）を提出すること
- ・ 宗教的又は政治的な目的を有する団体でないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体でないこと
- ・ さいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団である団体又は同条第 2 号に規定する暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと

3) 採択件数

令和8年度における採択件数は、3件程度を予定しています。

6. 申請書類(運行計画素案)作成に係わる前提条件

1) 貸与車両

本事業において、さいたま市から申請団体に貸与予定の車両(実証実験で使用する車両)は、以下のとおりです。

表 1 貸与車両の規格等

<p>車両外観</p>	 <p style="text-align: right;">写真:ヤマハ発動機ホームページ</p>
<p>製造元/名称</p>	<p>ヤマハ発動機株式会社/AR-07</p>
<p>自動車の種別</p>	<p>小型自動車 ※普通免許で運転することが出来ます</p>
<p>乗車定員</p>	<p>7名</p>
<p>車両サイズ</p>	<p>全長3,955mm / 全幅1,354mm / 全高1,837mm</p>
<p>最小回転半径</p>	<p>4.5m</p>
<p>車両重量</p>	<p>590kg</p>
<p>最高速度</p>	<p>19km/h</p>
<p>充電器方式</p>	<p>車載式定電流充電器(单相200V)</p>
<p>航続距離</p>	<p>満充電時 30~40km ※走行環境により変化します</p>
<p>充電時間</p>	<p>8時間程度 ※充電環境により変化します</p>

2) 運行期間

実証実験として車両を運行する期間は、令和8年9月~令和9年2月の間における2週間程度とします。

3) 運行条件

- ・運賃無償
- ・予約不要
- ・利用者は特定の団体等に限定しない(自力で乗降が可能な方)
- ・運転手および地域サポーターが同乗(どちらも原則無償ボランティア)
- ・1周約4km程度以内(地域状況によりますが、長距離となると運行頻度が低くなります)
- ・生活圏域の移動を主とし、駅への発着を主たる目的としないこと

4) 申請団体とさいたま市の役割分担及び費用負担

実証実験に係る主な手続きについて、申請団体とさいたま市の役割分担、また手続き等に係る費用負担については、表2のとおりです。なお、役割分担や費用負担について、不明な点がありましたら、さいたま市へお問い合わせください。

表 2 実証実験における主な手続き事項の役割分担及び費用負担

手続き事項		申請団体	さいたま市
車両	グリスロ車両手配・車両に係る費用(保険含)	—	○ ^{※1}
	運行する地域までの車両輸送手配・輸送に係る費用	—	○
	車両保管場所の確保	○	※2
	充電設備の設置場所の確保	○	※2
	車両保管・充電に係る費用(駐車場代、充電設備、電気代)	※3	○
運転手	運転手及び地域サポーターの募集・シフト調整	○ ^{※4}	—
	運転手候補者への講習手配及び講習に係る費用	—	○
停留所	停留所設置に係る地権者との調整・許諾・看板設置	○	※5
説明会・周知	運行計画具体化会議開催(対象:申請団体・地元住民等)	○	※6
	関係者(警察・道路管理者等)との調整	—	○
	運行計画説明会の開催	○	※6
	運行報告会の開催	○	※6
	周知および広報の実施	○	※6
	輸送実績や効果計測に係る調査及びその費用	○	※6
	その他申請団体が求める機器・装備の設置及びその費用 ^{※7}	○	—

※1 さいたま市が指定する任意保険へ申請団体の名義にて加入いただきます(保険料は市の負担)

※2 運行する場所によっては、公共施設の敷地等を活用できる場合もあります(実証実験中のみ)

※3 各種費用については申請団体側で立て替え払い後、さいたま市への事後清算となります

※4 運転手は、普通自動車免許の保有者で、市が手配する講習受講を必須とします

※5 停留所のうち、行政関連施設については、さいたま市で調整を担う場合があります

※6 さいたま市は各種準備資料に係る様式の提供や支援を行います

※7 車両への機器・装備については、さいたま市が設置を許可したものに限りです

5) グリスロ車両へ加入する任意保険の内容

本事業で加入する任意保険の内容は以下の通りです。

- 対人補償 : 無制限
- 対物保険 : 無制限
- 人身傷害 : 1億円
- 年齢制限 : なし
- 車両保険 : あり(免責5万円)

6) 実証実験を行う上で申請団体に求める義務事項(遵守事項)

実証実験を行うにあたって、申請団体は以下の事項を遵守する必要があります。

- 実証実験に係るさいたま市との協定書の締結
- 運転手及び地域サポーターの確保・乗車
- 運転手候補者の講習受講
- 車両保管場所、充電設備の確保
- 運行計画のブラッシュアップに向けた会議開催及び運行内容の調整の実施
- 周知・広報の実施や運行実績・利用者実績等の記録
- 効果計測(アンケート調査)の実施

7) その他留意事項

その他、グリスロ実証実験の実施にあたっては、以下の点に留意が必要となります。

- 運転手候補者は、事前にさいたま市が手配する安全運転講習の受講が必要となります。なお、安全運転講習は、運行計画により異なりますが、概ね2~3時間程度です。
- 車両を保管する場所は、屋根等で風雨をしのげ、充電設備(AC200V)を備える必要があります(100Vの設備しか用意できない場合は、市からの昇圧器の貸出または電気工事による設備変更も可)。
- グリスロ車両は積載車での輸送が基本となるため、搬出入に係る積載車両が停車する場所の確保・調整もお願いします。
- 実証実験で運行するルートや停留所、タイヤ等の検討にあたり、道路の交通状況(幹線道路などの交通量が多い道路や低速走行が周囲の交通に影響を与える道路等を回避するなど)、フル充電での航続距離等に十分な配慮をお願いします。
- 運行エリア内にバス停が設置されている場合、バス停を経由するルート設定になることで、移動利便性が向上します。

7. 審査・選定

1) 審査基準

提出資料の審査にあたっては、以下の視点で審査を行います。なお、「5. 申請要件」を満たさない場合は審査対象とならず、「欠格」の取扱いとなりますので、ご注意ください。

《審査の視点》

- 運行計画(素案)の検討熟度・具体性
- 実証実験の実現可能性(通年運行を見据え、夏冬での実施の意向もあるか)
- さいたま市における施策展開との整合性(高齢者や交通弱者等の移動を支える内容となっているか)
- 地域での取り組み意欲・盛り上がり

2) 審査結果

電子メール等により各申請者へ通知します。なお、通知に際しては結果のみとし、審査の詳細は記載しません。

8. スケジュール

本事業は、以下の流れで実施する予定としています。

【申請・公募】

令和8年5月29日	公募・申請締切
令和8年6月上旬	公募審査（申請内容について市から問い合わせる場合もあります）
令和8年6月中旬	公募結果発表、実証実験実施地域の決定

【実証実験】

令和8年6月下旬	さいたま市と申請団体との打合せ開始
運行2~3か月前	運行計画の具体化、関係者（警察・道路管理者等）との調整 停留所の設置許諾の取得、周知・広報開始
運行1か月前	運行計画及び実証実験内容の決定、地域内説明会の実施、運転者講習会の実施
運行当月	実証実験の実施
運行後2~3か月後	実験結果とりまとめ、運行報告会の開催

※実証実験のスケジュールは現時点での目安であり、実証実験の実施内容により変更となる場合があります

9. 申請資料

申請に必要な資料は以下のとおりです。

- （様式1）応募申請書
- （様式2）運行計画素案
- （様式3）運行ルート図
- （別紙）その他必要に応じて作成してください

10. 申請方法

申請期間：令和8年3月16日（月）～5月29日（金）

申請方法：申請書一式を窓口へ直接持参またはE-mailにて提出

提出形式

紙提出：A4 縦、2部

E-mail：PDF形式推奨

連絡について

窓口持参の場合：事前にご連絡をお願いします

E-mail 提出の場合：提出後に電話連絡をお願いします

11. 申請書提出先（窓口）・問合せ先

担当：さいたま市都市局 交通政策部 交通政策課 先進モビリティ係

所在地：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号（本庁舎9階）

電話：048-829-1056

メール：kotsu-seisaku@city.saitamalg.jp

※窓口受付時間は9時～17時となります

12. その他

本事業の詳細はホームページ(<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/013/index.html>)
ご参照ください。

さいたま市福祉局では、送迎車両を申請者が用意し、運行経費の一部を市が負担する「さいたま市高齢者等の移動支援事業(<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/002/004/p081535.html>)」を行っておりますので、必要に応じてご参照ください。

参考) 本事業とさいたま市高齢者等の移動支援事業の主な比較

	本事業 (グリスロ事業)		高齢者等の 移動支援事業	
	市	申請者	市	申請者
車両の手配	○			○ (申請団体もしくは介護サービス事業者等の協力法人が所有する車両)
運行経費	○ (電気代等)	—	○ (人件費、燃料費、保険料、事務費等;最大 30 万円)	○ (市補助のみで足りない場合)
運転手	—	○ (申請団体以外の方でも講習会受講すれば可)	—	○ (申請団体もしくは協力法人に所属している方)
運行頻度	制限なし		概ね週1、2回程度	
利用者	自力で乗降可能な方		65歳以上で要介護認定を受けていない方	
利用運賃	無償		無償	